

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令が
公布されました。(政令第275号;令和3年9月29日公布)
本政令の施行日は令和4年10月1日です。

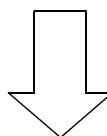
【改正内容(概要)】

〈大気汚染防止法施行令別表第一〉

- 1 ボイラー(ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として
電気又は廃熱のみを使用するものを除く。))

〈現行(令和4年9月30日まで)〉

環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が10
平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼
能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。



部分が削除

〈改正後(令和4年10月1日より)〉

燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以
上であること。

これら改正により、大気汚染防止法におけるボイラー規制で
「伝熱面積」の規制が撤廃されることとなります。

ばい煙測定についてのお問い合わせは下記担当者まで

調査部 後藤 彰・広瀬崇史

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 背景

2050年カーボンニュートラル社会の実現のため障壁となる規制等を総点検し、必要な規制見直し(再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース)が菅前首相の下で行われました。

こうした中、産業界から“バイオマス燃料のボイラーを同出力の石油ボイラーと比較するとバイオマスが低発熱量燃料であることから、伝熱面積が大きくなってしまい規制対象となりやすく、コスト高につながっている。については燃焼能力による規制にすべき”との主旨の要望が出されたことを受け、現行のボイラー規制の緩和について環境省での検討会に諮られ、今回の改正に至りました。

2. Q&A(意見募集((パブリックコメント)より主な内容を抜粋)

<Q1> : ガス, 軽質油を燃料とする小型ボイラー(伝熱面積が10m²未満、バーナー能力50L以上)で排出基準(ばいじんおよび窒素酸化物濃度)の免除適用は継続されるか?

(環境省の見解)→引き続き「免除適用(測定義務なし)」となります。

<Q2> : 今回のボイラー規制要件は施行日(令和4年10月1日)以前に設置されている施設も適用となるか?

(環境省の見解)→適用になります。

<Q3> : 今回の改正で規制対象外となる届出済のボイラーについて、行政手続きはどうなるか?

(環境省の見解)→ 法律上、設置者が廃止届を提出する必要はありません。ただし、設置者と行政が認識を共有する目的で、都道府県等の判断で設置者に対し「届出書の返却」や「規制対象外となる旨の連絡」を行う場合があります。

一方で法律立ち上げ当初、大気汚染防止法で規定するボイラーの規制要件は伝熱面積のみであったため、届出書に燃焼能力が記載されていない場合には、設置者が燃焼能力を把握し、都道府県等が規制対象の該当有無を確認する必要があります。

詳細につきましては、今後環境省ならび都道府県等から発行される通達等にて詳細内容のご確認をお願いいたします。